

必須

添付書類台紙①

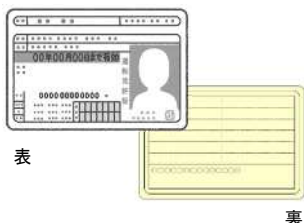
※ 郵送で申請書を提出される際は、次の書類を以下に貼付して申請書と合わせてご提出ください。

の り し ろ

1-① 本人確認書類のコピー貼付欄

本人確認ができる書類のコピーを一つ必ず貼付してください。

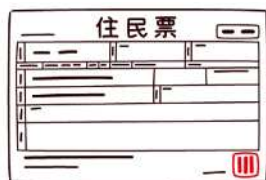
氏名、住所が記載されている箇所をコピーしてください。



表

裏

運転免許証のコピー



表

住民票のコピー

左記に例示しているもののほか、健康保険証など公的な書類（公的機関が発行や許可しているもの）で、現在の氏名や住所が証明できるもので構いません。

（注）添付する書類は、マイナンバー（個人番号）の記載のないものをご用意ください。マイナンバー（個人番号）の記載がある場合は、マイナンバーがわからないようにマスキング（黒塗りする等）をして貼付してください。

の り し ろ

1-② 京都市内で事業を営んでいることを証する書類 貼付欄

下記のいずれか一つのコピーを必ず貼付してください。

A～**C**は、收受日が令和5年5月31日以前のもの。

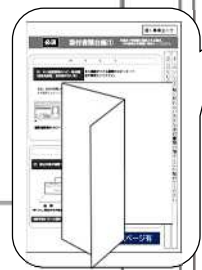
※ 官公庁の收受印や電子申告の受付通知（メール詳細）等で受理されたことが証されているもののみ有効です。

- A** 確定申告書第1表の控え（令和4年分）
- B** 住民税申告書の控え（令和5年度分）
- C** 開業届（開業日が令和5年4月30日以前のもの）
- D** 営業許可証等の許認可証（令和5年4月30日以前から申請日時点で有効な申請者の名義のもの）
- E** 事業従事証明書（企業組合の組合員の方に限る）
- F** 国の事業復活支援金の振込みのお知らせ

※ 上記の書類に京都市内の店舗・事務所の所在地が示されていない場合は、所在地が京都市内であることを公表している資料（ホームページの画面コピー、パンフレット等）を併せて添付してください。

・確定申告書の**事業収入欄に記載がない**場合は、事業者であることを確認させていただくため、合わせて、**開業届の提出**をお願いします。
【例】不動産貸付業をされている方で、事業収入欄に記載がない方⇒開業届を提出
※開業届の收受印日付が令和5年4月30日以前であれば、開業届のみの提出でも構いません。

のりしろで貼り切れのない大きな添付書類の端をここに貼付してください。
のりしろで貼り切れのない大きな添付書類の端をここに貼付してください。



次ページ有

必須

添付書類台紙②

※ 郵送で申請書を提出される際は、次の書類を以下に貼付して申請書と合わせてご提出ください。

の り し ろ

2 事業を営んでいること書類 貼付欄

発行日が申請日から **30日以内** の申請者名義及び相手方（取引先）が記載された取引に係る書類
下記のいずれか一つのコピーを必ず貼付してください。

- A 領収書
- B 請求書
- C 納品書
- D 仕切書
- E 入出金伝票



・必ず、取引内容が判別できる書類を貼付してください。
・屋号又は申請者本人の名義のものに限ります。



申請書には、添付書類と事業の関係について具体的に記載してください。

の り し ろ

3 追加支援金の支払口座 貼付欄

下記のいずれか一つのコピーを必ず貼付してください。



通帳
(ゆうちょ銀行以外の場合)



通帳
(ゆうちょ銀行の場合)

必ずお名前（カナ表記）、金融機関名、支店名と口座番号がはっきりと確認できる面のコピーを貼付してください。

※ゆうちょ銀行の場合は通帳見開きのページ全面のコピーを貼付してください。

通帳不発行（ネット通帳）等で通帳がない場合

銀行名、支店名、口座種類、口座番号、振込口座名義人（カナ）が表示された画面を印刷したもの

のりしろで貼り切れない大きな添付書類の端をここに貼付してください。 3

のりしろで貼り切れない大きな添付書類の端をここに貼付してください。 2

❗ 申請書に記入もれ、添付書類にもれがないか、もう一度確認ください。